

## 京都市民間シェルター施設補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条第2項に規定する被害者及びその家族、「京都市犯罪被害者等支援条例」第2条第2号に規定する犯罪被害者等、又は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第2条に規定する困難な問題を抱える女性及びその家族（以下「保護対象者」という。）を保護するための民間シェルターを運営する事業（以下「事業」という。）を行う団体に対する民間シェルターの家賃に要する費用（以下「家賃」という。）の全部又は一部を補助する補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「民間シェルター」とは、次に掲げる要件を満たす施設をいう。

- (1) 民間団体によって運営されていること。
- (2) 保護対象者を緊急一時的に避難させ、かつ、一定期間入所させることができる居室を有すること。
- (3) 居室は、1世帯につき1室以上であること。
- (4) 居室の面積は、おおむね1人につき3.3㎡以上であること。
- (5) 不特定多数の者に開放されておらず、かつ、入所した保護対象者の安全、衛生及びプライバシーの確保に配慮した設備を有していること。
- (6) 保護対象者の安全を確保するため、非常通報装置若しくはそれに準ずる装置又は防犯カメラを付けていること。
- (7) その他市長が必要と認める設備を有すること。

### (交付の対象)

第3条 補助金は、次に掲げる要件を満たす団体であって、市長が適当と認めるものに対し、予算の範囲内において交付する。

- (1) 本市の区域内に民間シェルター及び主たる事務所を有すること。
- (2) 民間シェルター又はこれに類する施設をおおむね1年以上運営していること。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 保護対象者からの相談や保護に実績があり、社会福祉士等専門の資格を有する相談員を常駐させていること。
- (5) 入居者の求めに応じて各種手続等への同行やカウンセリングの提供等の支援を実施していること。
- (6) 運営する民間シェルターの退所者に対して継続的なフォローアップや相談支援、居場所提供等を実施していること。

- (7) 法人格を有していること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと。
- (9) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助金の額)

第4条 家賃に対する補助金の額は、1室当たり月額5万円以内とし、予算の範囲内において交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 条例第9条の規定による申請は、京都市民間シェルター施設補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）によって、別に定める日までに次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 団体の規約及び役員名簿
- (4) 団体の活動実績に関する資料
- (5) 家賃に係る契約書等の写し
- (6) その他別に定める書類

(交付団体の選考に係る専門家会議の開催)

第6条 前条に定める申請について、補助金交付団体の選考を行うに当たり、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、民間シェルターへの補助金の交付に関する専門家会議（以下「会議」という。）を開催する。ただし、内容が軽微であると認める場合は個別に意見を聴取することができる。

- 2 会議の委員は、配偶者等からの暴力に関する相談や保護対象者の保護の取組を行う関係機関等から市長が依頼し、又は任命する。
- 3 前項の規定により依頼し、又は任命する委員の数は、6名以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 市長は、委員のうちから会議の会長を指名し、会長は会議の進行をつかさどる。
- 7 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 8 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席又は協力を求めることができる。
- 9 市長は、補助金交付団体の決定に際し、次の各号に掲げる事項について委員から意見を聴取する。
  - (1) 補助金交付団体の選定に係る事項

(2) その他市長が必要と認める事項

10 会議は市長が招集する。

(標準処理期間)

第7条 市長は条例第9条による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(申請事項の変更の承認)

第8条 条例第12条第1項の規定による通知を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
- (2) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (3) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

(実績報告)

第9条 条例第18条第1項に規定する実績報告は、京都市民間シェルター施設補助金実績報告書（第2号様式）によって、次項に定める書類を添えて、交付対象事業完了から起算して30日以内に行わなければならない。

2 条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 算定基礎となった施設の家賃を支払ったことを証する書類
- (3) その他別に定める書類

(補助金の概算払)

第10条 交付決定団体は、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、京都市民間シェルター施設補助金概算払請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、平成17年度については、申請書の提出期限は平成17年5月10日とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定日から施行し、改正後の要綱は令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

## 京都市民間シェルター施設補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。	
施設の名称	
事業の目的及び内容	
事業の実施予定日又は実施予定期間	
事業に要する費用の額	円
交付申請額	円

第2号様式（第9条関係）

## 京都市民間シェルター施設補助金実績報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
届出者の主たる事務所の所在地	届出者の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項の規定により事業の実績を報告します。	
施設の名称	
交付決定日及び決定番号	年 月 日 第 号
完了年月日	年 月 日

第3号様式（第10条関係）

### 京都市民間シェルター施設補助金概算払請求書

(宛先) 京都市長	年 月 日
請求者の主たる事務所の所在地	請求者の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第21条第2項の規定により補助金の概算払いを請求します。	
施設の名称	
交付決定日及び番号	年 月 日 第 号
補助金の請求額	円
交付予定額	円